機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

規程第２号
理事会決定
平成２２年１月１日制定・施行
平成２２年４月１日改正・施行
平成２２年６月１日改正・施行
平成２２年７月３０日改正・施行
平成２２年１０月１日改正・施行
平成２３年４月１日改正・施行
平成２３年５月１日改正・施行
平成２３年８月１日改正・施行
平成２３年１１月１１日改正・施行
平成２４年４月１日改正・施行
平成２４年５月１日改正・施行
平成２４年１０月１日改正・施行
平成２４年１１月１日改正・施行
平成２５年４月１日改正・施行
平成２５年１０月１日改正・施行
平成２６年４月１日改正・施行
平成２６年１０月１日改正・施行
平成２７年１月１日改正・施行
平成２７年４月１日改正・施行
平成２７年７月１日改正・施行
平成２７年１０月１日改正・施行
平成２７年１１月１日改正・施行
平成２８年１月１日改正・施行
平成２８年４月１日改正・施行
平成２８年７月２２日改正・施行
平成２８年１０月１日改正・施行
平成２９年１月１日改正・施行
平成２９年２月１日改正・施行
平成２９年４月１日改正・施行
平成２９年１０月１日改正・施行
平成３０年１月１日改正・施行
平成３０年４月１日改正・施行
平成３０年７月１日改正・施行
平成３０年７月３１日改正・平成３０年８月１日施行
平成３０年１０月１日改正・施行
平成３１年２月１日改正・施行

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

平成３１年４月１日改正・施行
令和元年１０月１日改正・施行
令和２年４月１日改正・施行
令和３年３月１日改正・施行
令和３年４月１日改正・施行
令和３年６月１日改正・施行
令和３年１０月１日改正・施行
令和４年２月１日改正・施行
令和４年４月１日改正・施行
令和４年５月１日改正・施行
令和４年１０月１日改正・施行
令和５年２月１日改正・施行
令和５年４月１日改正・施行

日本年金機構組織規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　役員の職務（第３条―第７条）
第３章　顧問及び参与（第８条）
第４章　組織及び所掌事務
　第１節　組織（第９条―第１１条）
　第２節　本部の組織及び所掌事務
　　第１款　部、室、年金センター及び事務センターの設置並びに所掌事務（第１２条―第４２条）
　　第２款　グループの設置及び所掌事務（第４３条）
　　第３款　本部に置く職（第４４条―第５８条の２）
　第３節　年金事務所の組織及び所掌事務
　　第１款　課、室及び分室の設置並びに所掌事務（第５９条）
　　第２款　年金相談センター等の設置（第６０条）
　　第３款　年金事務所に置く職（第６１条―第６４条の４）
　第４節　組織間の協力連携（第６５条・第６５条の２）
第５章　対策本部等（第６６条―第６８条）
第６章　定員等（第６９条―第７２条）
第７章　雑則（第７３条―第７６条）
附則（第１条―第６条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）の組織、所掌事務その他機構の組織管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）本部　日本年金機構法（平成１９年法律第１０９号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する主たる事務所をいう。

（２）地域代表年金事務所　法第４条第２項に規定する従たる事務所をいう。

（３）機構の所掌事務　法第２７条及び附則第１８条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号）第４１条第１項、同法第４６条第１項及び同法第４７条第１項の規定により機構が行うこととされた業務及び内部管理業務をいう。

第２章　役員の職務

（理事長の職務）

第３条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理するほか、第１２条第１項に規定する監査部及び情報管理対策室に関することを行う。

（副理事長の職務）

第４条　副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

２　副理事長は、前項の規定によるほか、第１２条第３項に規定する統括管理部門に関する業務（他の理事が担当する業務を除く。）を担当する。

（理事の職務）

第５条　理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

２　理事のうち常勤の理事は、前項の規定によるほか、機構の業務の一部を担当する。

３　理事のうち非常勤の理事は、第１項の規定によるほか、理事長の命により所掌する職務について、その専門的立場から理事長及び副理事長に助言する。

（常勤の理事の名称及び担当業務）

第６条　前条第２項に規定する常勤の理事の名称及びその担当する業務は、次のとおりとする。

人事・会計部門担当理事

第１２条第３項に規定する人事部門及び会計部門に関すること。

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

事業企画部門担当理事
第１２条第３項に規定する事業企画部門に関すること。
事業管理部門担当理事
第１２条第３項に規定する事業管理部門に関すること。
事業推進部門担当理事
第１２条第３項に規定する事業推進部門に関すること。
年金給付事業部門担当理事
第１２条第３項に規定する年金給付事業部門に関すること。
システム部門担当理事
第１２条第３項に規定するシステム部門に関すること。
特命担当理事
コンプライアンスの確保、リスクの管理、情報開示（情報公開請求及び行政機関等への情報提供に係るものを除く。）並びに業務品質の管理及び業務の標準化に関することその他理事長が特に命じる業務に関すること。

（副理事長及び理事の職務の特例）
第７条　理事長は必要があると認めるときは、第４条第２項及び前条の規定にかかわらず、副理事長及び常勤の理事の担当業務を変更し、又は特別の職務を命ずることができる。

第３章　顧問及び参与

（顧問及び参与）
第８条　機構に顧問及び参与若干名を置くことができる。
２　顧問は、機構の運営に関し、参与は、機構業務の具体的事項に関し、それぞれ理事長の諮問に応じ、又は意見を述べるものとする。

第４章　組織及び所掌事務

第１節　組織

（本部）
第９条　本部を東京都杉並区に置く。

（地域代表年金事務所）
第１０条　地域代表年金事務所の名称、所在地及び管轄区域は、別表第２の第１欄から第３欄までに掲げるとおりとする。
２　前項の規定にかかわらず、地域代表年金事務所については、別表第２の第４欄に

掲げる呼称を年金事務所として使用することができる。

（年金事務所）
第１１条　年金事務所の名称及び所在地は、別表第３のとおりとする。
２　年金事務所の管轄区域は、細則で定める。
３　次条より、特段の定めがない限り、本規程において「年金事務所」とあるものは、地域代表年金事務所を含めるものとする。

第２節　本部の組織及び所掌事務

第１款　部、室、年金センター及び事務センターの設置並びに所掌事務

（部、室及び年金センターの設置）
第１２条　本部に、次の３６部、部に相当する２室及び２年金センターを置く。
経営企画部、財務部、コンプライアンス部、リスク統括部、業務品質管理部、人事部、人材開発部、労務管理部、会計・資産管理部、調達管理部、事業企画部、調達企画部、年金記録企画部、国民年金部、厚生年金保険部、事業推進統括部、特別法人対策部、事務センター統括部、相談・サービス推進部、年金給付部、特定事業部、地域部（別表第１の左欄に掲げる地域部をいう。以下同じ。）、システム企画部、基幹システム開発部、システム運用部、監査部、情報管理対策室、監事室、中央年金センター及び障害年金センター
２　地域部の管轄区域は、別表第１の右欄に掲げるとおりとする。
３　第１項に規定する部、室及び年金センター（監査部、情報管理対策室及び監事室を除く。）を、その業務内容に応じて次に掲げる８つの部門に区分する。

統括管理部門	経営企画部、財務部、コンプライアンス部、リスク統括部及び業務品質管理部
人事部門	人事部、人材開発部及び労務管理部
会計部門	会計・資産管理部及び調達管理部
事業企画部門	事業企画部、調達企画部及び年金記録企画部
事業管理部門	国民年金部及び厚生年金保険部
事業推進部門	事業推進統括部、特別法人対策部、事務センター統括部、相談・サービス推進部及び地域部
年金給付事業部門	年金給付部、特定事業部、中央年金センター及び障害年金センター
システム部門	システム企画部、基幹システム開発部及びシステム運用部

（経営企画部の所掌事務）
第１３条　経営企画部は、次の事務をつかさどる。

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

（１）経営企画及び事業の評価に関すること。
（２）組織及び定員に関すること。
（３）お客様チャネルの全体統括に関すること。
（４）機構の所掌事務に係る総合調整に関すること。
（５）諸規程の審査及びその他文書類の関係法令との整合性の審査に関すること（業務品質管理部の所掌に属するものを除く。）。
（６）訟務及び法務に関すること及びその統括に関すること。
（７）広報に関すること（相談・サービス推進部の所掌に属するものを除く。）。
（８）理事長印及び機構印の保管に関すること。
（９）理事長及び副理事長の秘書に関すること。
（１０）文書類の接受、発送及び管理に関すること。
（１１）諸規程の管理に関すること。
（１２）機構が管理又は保有する情報に係る情報公開請求及び行政機関等への情報提供に関すること（中央年金センターの所掌事務のうち第４０条の２第１０号に掲げる事務を除く。）。
（１３）会計検査院の行う会計検査に関すること。
（１４）前各号に掲げるもののほか、副理事長の命を受けて、統括管理部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。
（１５）前各号に掲げるもののほか、機構の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。

（財務部の所掌事務）
第１４条　財務部は、次の事務をつかさどる。
（１）機構の予算に関すること。
（２）機構の決算に関すること。

（コンプライアンス部の所掌事務）
第１５条　コンプライアンス部は、次の事務をつかさどる。
（１）コンプライアンスの確保に関すること。
（２）役員及び職員（以下「役職員」という。）の制裁に関すること。
（３）倫理の保持に関すること。

（リスク統括部の所掌事務）
第１６条　リスク統括部は、次の事務をつかさどる。
（１）リスクへの対応及び未然防止に関すること。
（２）事件・事故・事務処理誤りへの対応及び再発防止に関すること。
（３）情報の開示に関すること（経営企画部の所掌事務のうち第１３条第１２号及び中央年金センターの所掌事務のうち第４０条の２第１０号に掲げる事務を除

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

く。）。
（４）その他リスクの管理に関すること。

（業務品質管理部の所掌事務）
第１６条の２　業務品質管理部は、次の事務をつかさどる。
（１）業務品質の管理及び業務の標準化並びに業務執行の徹底に関すること。
（２）指示及び事務連絡の審査に関すること。

（人事部の所掌事務）
第１７条　人事部は、次の事務をつかさどる。
（１）職員の異動、人事評価その他の人事に関すること。
（２）人事管理制度の企画及び立案並びに調整に関すること。
（３）給与制度の企画及び立案並びに調整並びに各種給与規程の改廃及び運用指導に関すること。
（４）前各号に掲げるもののほか、人事・会計部門担当理事の命を受けて、人事部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（人材開発部の所掌事務）
第１８条　人材開発部は、次の事務をつかさどる。
（１）職員の採用等に関すること。
（２）研修センター（職員の集合研修を実施するための研修施設をいう。）の管理及び運営に関すること。
（３）職員の研修及び育成に関すること（システム企画部及び情報管理対策室の所掌に属するものを除く。）。

（労務管理部の所掌事務）
第１９条　労務管理部は、次の事務をつかさどる。
（１）労働条件その他労働関係に関すること。
（２）服務及び能率増進に関すること。
（３）衛生その他の福利厚生に関すること。
（４）災害補償に関すること。
（５）職員の組織する労働組合に関すること。
（６）給与等に関すること（人事部の所掌に属するものを除く。）。

（会計・資産管理部の所掌事務）
第２０条　会計・資産管理部は、次の事務をつかさどる。
（１）機構の保有する施設の営繕に関すること。
（２）役職員に貸与する宿舎の調整に関すること。

（３）本部施設の管理に関すること。
（４）機構の環境対策に関すること。
（５）機構の保有する資産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
（６）出納に関すること。
（７）旅費に関すること。
（８）地域部、事務センター及び年金事務所に係る経理に関すること（事務センター統括部の所掌に属するものを除く。）。
（９）前各号に掲げるもののほか、人事・会計部門担当理事の命を受けて、会計部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（調達管理部の所掌事務）
第２１条　調達管理部は、次の事務をつかさどる。
（１）調達に関すること（調達企画部の所掌に属するものを除く。）。
（２）契約の実施に関すること。
（３）外部委託業務（調達企画部及びシステム企画部の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。

（事業企画部の所掌事務）
第２２条　事業企画部は、次の事務をつかさどる。
（１）事業の実施に関し、総合的な企画、調査及び研究並びに調整を行うこと。
（２）事務処理の迅速化及び効率化並びに事務の正確性を確保するためのＩＣＴの活用に関すること。
（３）業務の最適化に関すること（システム企画部の所掌に属するものを除く。）。
（４）政府が管掌する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）及び国民年金（以下「国民年金」という。）並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「健康保険」という。）及び船員保険（以下「船員保険」という。）の統計に関する事務及び統計に係る表の作成を行うこと（健康保険及び船員保険に係る統計は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）及び船員保険法（昭和１４年法律第７３号）の規定により機構が行う業務に関する部分に限る。）。
（５）機構の所掌事務に係る国際協力に関すること。
（６）厚生年金保険、国民年金、健康保険及び船員保険に係る諸外国との社会保障協定（以下「社会保障協定」という。）の実施に関すること（年金記録企画部、事務センター統括部及び中央年金センターの所掌に属するものを除く。）。
（７）業務の改善に関すること。
（８）前各号に掲げるもののほか、事業企画部門担当理事の命を受けて、事業企画部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（調達企画部の所掌事務）

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

第２２条の２　調達企画部は、次の事務をつかさどる。
（１）年金個人情報を取り扱う外部委託業務（システム企画部の所掌に属するものを除く。以下この条において「外部委託業務」という。）に係る事業全体の総合調整に関すること。
（２）外部委託業務の横断的管理に関すること。

（年金記録企画部の所掌事務）
第２３条　年金記録企画部は、次の事務をつかさどる。
（１）年金記録管理の適正化に係る企画及び立案並びに調整に関すること。
（２）年金記録問題対策に係る企画及び調整に関すること。
（３）年金記録管理及び年金記録問題対策に係る事務を行うこと（事務センター及び年金事務所の所掌に属するものを除く。）。
（４）社会保障協定の実施に伴う適用証明書の交付に関する申請書等の審査、入力、通知書の作成、編綴及び保管、相手国連絡機関との連絡調整及び事務並びに共済組合（国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会を組織する共済組合にあっては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団との連絡を行うこと（事務センター及び年金事務所の所掌に属するものを除く。）。

（国民年金部の所掌事務）
第２４条　国民年金部は、次の事務をつかさどる。
（１）国民年金の適用並びに保険料の収納及び免除に係る企画及び立案並びに調整に関すること。
（２）国民年金保険料の強制徴収に係る企画及び立案並びに調整に関すること。
（３）前各号に掲げるもののほか、事業管理部門担当理事の命を受けて、事業管理部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（厚生年金保険部の所掌事務）
第２５条　厚生年金保険部は、次の事務をつかさどる。
（１）厚生年金保険、健康保険及び船員保険（以下「厚生年金保険等」という。）の適用及び徴収に係る企画及び立案並びに調整に関すること。
（２）子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による拠出金の徴収に係る企画及び立案並びに調整に関すること。

第２６条　削除

（事業推進統括部の所掌事務）
第２７条　事業推進統括部は、次の事務をつかさどる。
（１）事業推進に係る統括に関すること。

（２）市区町村との協力連携に関すること。
（３）国民年金の適用並びに保険料の収納及び免除に係る管理及び指導等に関すること。
（４）国民年金保険料の強制徴収に係る管理及び指導等に関すること。
（５）厚生年金保険等の適用及び徴収に係る管理及び指導等に関すること（特別法人対策部の所掌に属するものを除く。）。
（６）子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に係る管理及び指導等に関すること。
（７）地域部の連絡調整に関すること。
（８）事務センター及び年金事務所からの照会に関すること（事務センター統括部及び地域部の所掌に属するものを除く。）。
（９）前各号に掲げるもののほか、事業推進部門担当理事の命を受けて、事業推進部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（特別法人対策部の所掌事務）
第２７条の２　特別法人対策部は、次の事務をつかさどる。
（１）厚生年金保険料等の滞納整理に関すること（地域部長が指定した困難事案に限る。）。
（２）厚生年金保険等の適用対象事業所の適用促進に関すること（地域部長が指定した事案に限る。）。
（３）厚生年金保険等の事業所の調査及び事業所の指導に関すること（事業推進統括部長が指定した事案に限る。）。
（４）前各号に掲げる事務に係る地域部及び年金事務所との調整及び総合管理に関すること。

（事務センター統括部の所掌事務）
第２８条　事務センター統括部は、次の事務をつかさどる。
（１）厚生年金保険、国民年金及び健康保険に関する事務のうち、届書等の審査（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に関するものを除く。）、入力、通知書等の作成、発送並びに編綴及び保管に関すること。
（２）国民年金の給付に関する事務のうち、老齢福祉年金に係る事務に関すること。
（３）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険及び国民年金に関する事務のうち、申請書等の審査、入力、通知書の作成並びに編綴及び保管に関すること（年金記録企画部及び中央年金センターの所掌に属するものを除く。）。
（４）年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金（以下「年金生活者支援給付金」という。）に関する事務（老齢年金及び遺族年金の新規裁定に伴うものに限る。）のうち、届書等の入力、通知書等の作成、発送並びに編綴及び保管に関すること。

（５）年金記録の整備に関すること。
（６）前各号に掲げる事務に係る外部委託業務の管理及び経理に関すること。
（７）事務センターの横断的管理及び指導等に関すること。
（８）事務センターの広域集約に関すること。
（９）事務センターにおけるコンプライアンス違反事案、制裁関係事案、事件・事故・事務処理誤り事案等の調査及び関係部署への報告に関すること。
（１０）事務センターにおける情報共有並びに諸規程及び指示等の遵守の徹底に関すること。
（１１）前各号に掲げる事務に係る事務センターからの照会に関すること。

（相談・サービス推進部の所掌事務）
第２９条　相談・サービス推進部は、次の事務をつかさどる。
（１）厚生年金保険、国民年金、健康保険及び船員保険に関する相談（以下「年金相談」という。）に係る体制の企画及び立案並びに調整に関すること。
（２）年金生活者支援給付金に関する相談に係る体制の企画及び立案並びに調整に関すること。
（３）文書による年金相談の実施に関すること。
（４）コールセンター等の運営及び管理に関すること。
（５）お客様に対するサービスの改善に関すること。
（６）お客様からの苦情（個人情報の保護に関する苦情を含む。）、意見、要望等に関すること。
（７）年金委員に関すること。
（８）年金広報及び年金教育の実施に関すること。

（年金給付部の所掌事務）
第３０条　年金給付部は、次の事務をつかさどる（特定事業部の所掌に属するものを除く。）。
（１）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る企画及び立案並びに調整に関すること。
（２）年金生活者支援給付金に係る企画及び立案並びに調整に関すること（相談・サービス推進部の所掌に属するものを除く。）。
（３）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る管理及び指導等に関すること。
（４）年金生活者支援給付金に係る管理及び指導等に関すること。
（５）年金相談（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に関するものに限る。）に係る管理及び指導等に関すること。
（６）厚生年金保険の保険給付（脱退手当金を除く。）及び国民年金の給付（老齢福祉年金並びに国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）第１条の２第３号

ヘ及びトに掲げるものを除く。）に係る通知書及びお知らせ等の作成に関すること。
（７）年金生活者支援給付金に係る通知書及びお知らせ等の作成に関すること。
（８）特別障害給付金（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成１６年法律第１６６号）に基づく特別障害給付金をいう。以下同じ。）に係る企画及び立案、調整並びに管理及び指導に関すること。
（９）前各号に掲げるもののほか、年金給付事業部門担当理事の命を受けて、年金給付事業部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（特定事業部の所掌事務）
第３１条　特定事業部は、次の事務をつかさどる。
（１）所得税法（昭和４０年法律第３３号）の改正等を踏まえた扶養親族等申告書に係る企画及び立案、調整並びに実施に関すること。
（２）企画から執行まで一括して管理することが必要と認める通知（年金振込通知書、統合通知書及び公的年金等の源泉徴収票）に係る関係機関等との調整並びに作成及び発送に関すること。
（３）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事務処理について、共済組合その他の関係機関等との連絡調整を行うこと。
（４）年金生活者支援給付金に係る事務処理について、共済組合その他の関係機関等との連絡調整を行うこと。
（５）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に関し、介護保険法（平成９年法律第１２３号）その他の法律の規定による保険料等の徴収及び納入に係る事務を行うこと。
（６）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事務のうち、事務センター及び年金事務所からの申出又は依頼に基づく事務に関すること。
（７）年金生活者支援給付金に係る事務のうち、事務センター及び年金事務所からの申出又は依頼に基づく事務に関すること。
（８）特別障害給付金の支払に関すること。
（９）前各号に掲げるもののほか、本部現業のうち特に組織的な管理が必要な事業の実施に関すること。

第３２条　削除

第３３条　削除

（地域部の所掌事務）
第３４条　地域部は、管轄区域内における次の事務をつかさどる。
（１）年金事務所の行う国民年金の適用並びに保険料の収納及び免除に係る管理及び

指導等に関すること。
（２）年金事務所の行う国民年金保険料の強制徴収に係る管理及び指導等に関すること。
（３）年金事務所の行う厚生年金保険等の適用及び徴収に係る管理及び指導等に関すること。
（４）年金事務所の行う子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に係る管理及び指導等に関すること。
（５）年金事務所の行う厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る管理及び指導等に関すること。
（６）年金生活者支援給付金に係る管理及び指導等に関すること。
（７）年金事務所の行う年金相談に係る管理及び指導等に関すること。
（８）年金事務所におけるコンプライアンス違反事案、制裁関係事案、事件・事故・事務処理誤り事案等の調査及び関係部署への報告に関すること。
（９）年金事務所における情報共有並びに諸規程及び指示等の遵守の徹底に関すること。
（１０）前各号に掲げる事務に係る年金事務所からの照会に関すること。
（１１）前各号に掲げるもののほか、事務センター及び年金事務所の業務運営に係る管理及び調整に関すること（事務センター統括部の所掌に属するものを除く。）。

（システム企画部の所掌事務）
第３５条　システム企画部は、次の事務をつかさどる。
（１）ＩＴ環境への対応、ＩＴの利用及び統制その他ＩＴの統括管理に関すること。
（２）年金給付システム、記録管理システム及び年金業務システム並びに機構が保有する情報システムの事務処理に係る総合的な基本方針の策定に関すること。
（３）年金給付システム、記録管理システム及び年金業務システム並びに機構が保有する情報システムの開発に係る企画及び調整に関すること。
（４）業務の最適化に関すること（業務・システム刷新（年金給付システムの最適化を除く。）に関することに限る。）。
（５）業務・システム刷新の全体管理に関すること。
（６）年金給付システムの最適化に係るシステム開発における企画、設計、管理及びプログラム作成に関すること。
（７）システムの開発、管理、運用及び保守の外部委託業務の管理に関すること。
（８）システムに関する職員の研修及び育成に関すること（情報管理対策室の所掌に属するものを除く。）。
（９）前各号に掲げるもののほか、システム部門担当理事の命を受けて、システム部門内の総合的管理及び連絡調整その他必要な事務を行うこと。

（基幹システム開発部の所掌事務）

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

第３６条　基幹システム開発部は、次の業務をつかさどる。
（１）年金給付システム、記録管理システム及び年金業務システム並びに機構が保有する情報システムの開発、設計、管理及びプログラムの作成に関すること。
（２）年金給付システム、記録管理システム及び年金業務システム並びに機構が保有する情報システムの事務処理の品質に係る評価に関すること。

（システム運用部の所掌事務）
第３７条　システム運用部は、年金給付システム、記録管理システム及び年金業務システム並びに機構が保有する情報システムの運用に関する事務をつかさどる。

（監査部の所掌事務）
第３８条　監査部は、次の事務をつかさどる。
（１）業務の実施についての監査に関すること。
（２）会計の監査に関すること（経営企画部の所掌に属するものを除く。）。
（３）年金給付システム、記録管理システム及び年金業務システム並びに機構が保有する情報システムの監査に関すること。
（４）内部統制システムの構築に資する事項についての監査に関すること。

（情報管理対策室の所掌事務）
第３９条　情報管理対策室は、次の事務をつかさどる。
（１）情報セキュリティ対策等、日本年金機構情報管理対策本部設置規程（規程第６６号）に基づき設置する情報管理対策本部の所掌事務の実施に関すること。
（２）前号に掲げる事務に係る職員の研修及び育成に関すること。

（監事室の所掌事務）
第４０条　監事室は、監事の職務の補佐に関する事務をつかさどる。

（中央年金センターの所掌事務）
第４０条の２　中央年金センターは、次の事務をつかさどる。
（１）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付並びに船員保険の保険給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第８７条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第５条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付に限る。以下同じ。）のうち老齢、障害又は死亡に関するもの（葬祭料を除く。）を受ける権利の裁定、改定及び支払に関する事務を行うこと（障害年金センター、事務センター及び年金事務所の所掌に属するものを除く。）。
（２）年金生活者支援給付金の決定、改定及び支払に関する事務を行うこと（障害年金センター、事務センター及び年金事務所の所掌に属するものを除く。）。

（３）厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成８年法律第８２号）附則第１６条第３項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成１３年法律第１０１号）附則第１６条第３項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付を受ける権利の裁定、改定及び支払に関する事務を行うこと。
（４）厚生年金保険の保険給付（脱退手当金を除く。）、国民年金の給付（老齢福祉年金並びに国民年金法施行令第１条の２第３号ヘ及びトに掲げるものを除く。）及び船員保険の保険給付（以下「厚生年金保険の保険給付等」という。）に関する債権の調査その他管理に関する事務を行うこと。
（５）年金生活者支援給付金に関する債権の調査その他管理に関する事務を行うこと（年金給付部及び地域部の所掌に属するものを除く。）。
（６）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に関し、介護保険法その他の法律の規定による保険料等の納入分に関する債権の調査その他管理に関する事務を行うこと。
（７）厚生年金保険の保険給付等に関する損害賠償請求権の代位取得及び免責に関する事務を行うこと。
（８）厚生年金保険の保険給付等のうち、受給権者の申出による支給停止事務及び国税滞納処分等に基づく処理に係る事務に関すること。
（９）社会保障協定の実施に係る厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利の裁定及びこれらの給付の支払に関する事務並びに相手国連絡機関及び共済組合（国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会を組織する共済組合にあっては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団との連絡事務を行うこと。
（１０）機構が管理又は保有する情報に係る行政機関等への情報提供のうち、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第２９条の規定に基づく調査等その他の照会に係るものに関すること（緊急性の高いものを除く。）。
（１１）年金センターの横断的管理及び連絡調整に関すること。
（１２）前各号に掲げる事務に係る外部委託業務の管理に関すること。

（障害年金センターの所掌事務）
第４０条の３　障害年金センターは、次の事務をつかさどる。
（１）厚生年金保険の保険給付のうち障害に関するもの及び国民年金の障害基礎年金（共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあっては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して請求されるものを除く。）を受ける権利の裁定に係る事務を行うこと。
（２）年金生活者支援給付金（障害年金の新規裁定に伴うものに限る。）の決定に係

る事務を行うこと。
（３）特別障害給付金に係る事務を行うこと（特定事業部の所掌に属するものを除く。）。
（４）前各号に掲げる事務に係る外部委託業務の管理に関すること。

（部に置く室及び所掌事務）
第４１条　経営企画部に調査室、広報室及び総務室を置く。
２　調査室は、経営企画部の所掌事務のうち第１３条第１３号に掲げる事務をつかさどる。
３　広報室は、経営企画部の所掌事務のうち第１３条第７号に掲げる事務をつかさどる。
４　総務室は、経営企画部の所掌事務のうち第１３条第８号から第１２号までに掲げる事務をつかさどる。
５　人事部に人事企画室を置く。
６　人事企画室は、人事部の所掌事務のうち第１７条第１号に掲げる事務（職員の異動及び人事評価の取りまとめに関する事務に限る。）、第２号及び第３号に掲げる事務をつかさどる。
７　人材開発部に給付業務研修強化室を置く。
８　給付業務研修強化室は、人材開発部の所掌事務のうち第１８条第３号に掲げる事務（厚生年金保険の保険給付、国民年金の給付及び年金相談に係る職員の研修及び育成に関することに限る。）をつかさどる。
９　年金記録企画部に年金記録業務室を置く。
１０　年金記録業務室は、年金記録企画部の所掌事務のうち第２３条第３号及び第４号に掲げる事務をつかさどる。

（部に置く事務センター及び所掌事務）
第４２条　事務センター統括部に事務センターを置く。
２　事務センターは、事務センター統括部の所掌事務のうち第２８条第１号から第６号までに掲げる事務をつかさどる。
３　事務センターの名称、所在地及び管轄区域は、別表第４のとおりとする。

第２款　グループの設置及び所掌事務

（グループの設置及び所掌事務）
第４３条　第１２条第１項に規定するそれぞれの部、室（監事室を除く。）及び年金センター、第４１条に規定するそれぞれの室並びに前条第１項に規定する事務センターに細則で定めるところによりグループを置く。
２　前項の規定により置かれるグループの所掌事務は、細則で定める。

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

第３款　本部に置く職

（審議役）
第４４条　本部に審議役若干名を置くことができる。
２　審議役は、理事長の命を受けて、重要事項について総括整理する。

（経営管理監）
第４５条　統括管理部門に経営管理監若干名を置くことができる。
２　経営管理監は、命を受けて、経営企画部及び財務部の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

（適用・徴収管理監）
第４６条　事業管理部門に適用・徴収管理監を置く。
２　適用・徴収管理監は、命を受けて、国民年金部及び厚生年金保険部の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
３　前項のほか、適用・徴収管理監は、国税庁への滞納処分の委任に関する事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

（ＣＩＯ補佐監）
第４６条の２　システム部門にＣＩＯ補佐監若干名を置くことができる。
２　ＣＩＯ補佐監は、命を受けて、システム部門の専門的事項に関し、システム部門担当理事（ＣＩＯ）を補佐する。

（部長）
第４７条　本部の各部に部長を置く。
２　部長は、その部の事務を掌理する。

（副部長）
第４８条　人事部、事業推進統括部及び監査部に副部長を置くことができる。
２　副部長は、部長を補佐し、その部の事務を掌理する。

（室長）
第４９条　本部の各室に室長を置く。
２　室長は、その室の事務を掌理する。

（次長）
第５０条　情報管理対策室に次長を置くことができる。

２　次長は、室長を補佐し、その室の事務を掌理する。

（年金センター長）
第５０条の２　年金センターに年金センター長を置く。
２　年金センター長は、その年金センターの事務を掌理する。

（副年金センター長）
第５０条の３　中央年金センターに副年金センター長４人以内を置くことができる。
２　障害年金センターに副年金センター長３人以内を置くことができる。
３　副年金センター長は、年金センター長を補佐し、その年金センターの事務を掌理する。

（人事調整監）
第５１条　人事部及び人材開発部に人事調整監若干名を置くことができる。
２　人事調整監は、命を受けて、人事部又は人材開発部の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

（企画調整監）
第５２条　経営企画部、事業企画部及び年金記録企画部に企画調整監若干名を置くことができる。
２　企画調整監は、命を受けて、経営企画部、事業企画部又は年金記録企画部の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

（事業調整監）
第５２条の２　事業推進統括部、特別法人対策部及び特定事業部に事業調整監を置くことができる。
２　事業推進統括部、特別法人対策部及び特定事業部に置かれた事業調整監は、命を受けて、事業推進統括部、特別法人対策部又は特定事業部の所掌事務に関する特定事項の管理及び指導等に当たる。

（システム調整監）
第５２条の３　システム企画部、基幹システム開発部及びシステム運用部にシステム調整監を置くことができる。
２　システム調整監は、命を受けて、システム企画部、基幹システム開発部又はシステム運用部の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

（事務センター長）
第５３条　事務センターに事務センター長を置く。

２　事務センター長は、その事務センターの事務を掌理する。

（副事務センター長）

第５４条　仙台広域事務センター、埼玉広域事務センター、東京広域事務センター、名古屋広域事務センター、大阪広域事務センター、広島広域事務センター及び福岡広域事務センターにそれぞれ副事務センター長４人以内を置くことができる。

２　北海道事務センター、神奈川事務センター、兵庫事務センター及び高松広域事務センターにそれぞれ副事務センター長３人以内を置くことができる。

３　高崎広域事務センター、金沢広域事務センター及び岡山広域事務センターにそれぞれ副事務センター長１人を置くことができる。ただし、副理事長が必要と認める場合には、それぞれ副事務センター長２人を置くことができる。

４　前３項に定めるもののほか、副理事長が必要と認める場合には、前３項に規定する事務センター以外の事務センターにそれぞれ副事務センター長１人を置くことができる。

５　第３項ただし書及び前項の規定に基づいて副事務センター長を置く場合における手続その他必要な事項は、要領で定める。

６　副事務センター長は、事務センター長を補佐し、その事務センターの事務を掌理する。

（グループ長）

第５５条　第４３条に規定するグループにグループ長を置く。

２　グループ長は、上司の命を受けて、そのグループの事務を掌理する。

（高度専門職）

第５６条　本部に、次の各号のいずれかに該当する専門的知識、技術又は経験を有する高度専門職を置くことができる。

（１）公認会計士の資格

（２）医師の資格

（３）弁護士の資格

（４）極めて高度なＩＴに係る専門知識及び経験

（５）極めて高度な建築、機械及び電気に係る専門知識及び経験

（６）その他理事長が特に必要と認める事項に係る専門的知識及び経験

２　高度専門職の職務、職名及び定数は、理事長が決定する。

（専門役）

第５７条　本部の部、室、年金センター又は事務センターに細則で定めるところにより専門役を置くことができる。

２　専門役は、上司の命を受けて、部、室、年金センター又は事務センターの所掌事

務に係る特定事項の調整及び高度な事務処理を行う。

（専門職）
第５７条の２　本部の部、室及び年金センターに細則で定めるところにより専門職を置くことができる。
２　専門職は、上司の命を受けて、部、室又は年金センターの所掌事務に係る特定の専門性の高い事務を処理する。

（障害年金専門職）
第５８条　障害年金センター及び事務センターに障害年金専門職若干名を置くことができる。
２　障害年金専門職は、上司の命を受けて、障害年金センター又は事務センターの所掌事務のうち、障害年金に係る専門性の高い事務を処理する。

（グループ長代理）
第５８条の２　第４３条に規定するグループ（年金記録業務室、年金センター及び事務センターに限る。）にグループ長代理若干名を置くことができる。
２　グループ長代理の業務その他必要な事項は、要領で定める。

第３節　年金事務所の組織及び所掌事務

第１款　課、室及び分室の設置並びに所掌事務

（課、室及び分室の設置及び所掌事務）
第５９条　年金事務所に、細則で定めるところにより課及び室を置く。
２　浦和地域代表年金事務所に川口分室を、熊谷年金事務所に加須分室を、千葉年金事務所に茂原分室を、佐原年金事務所に成田分室を、港北年金事務所に青葉台分室を、相模原年金事務所に相模原中央分室を、田辺年金事務所に新宮分室を、呉年金事務所に東広島分室を置く。
３　前２項の規定により置かれる課、室及び分室の所掌事務は細則で定める。

第２款　年金相談センター等の設置

（年金相談センター等の設置）
第６０条　細則で定める年金事務所に、年金相談センターを置く。
２　細則で定める年金事務所に、常設型出張相談所を置くことができる。

第３款　年金事務所に置く職

（所長）
第６１条　年金事務所に所長を置く。
２　所長は、その年金事務所の事務を掌理する。

（副所長）
第６２条　年金事務所に副所長を置く。
２　副所長の定数は、地域代表年金事務所並びに青森、盛岡、秋田、山形、東北福島、水戸北、宇都宮西、前橋、新潟西、長野南、千葉、甲府、富山、金沢北、岐阜北、静岡、津、大津、京都南、福井、奈良、和歌山東、鳥取、松江、岡山西、山口、徳島北、松山東、高知西、佐賀、長崎南、熊本東、大分、宮崎、鹿児島北及び那覇年金事務所については２人以内とし、その他の年金事務所については１人とする。
３　地域代表年金事務所は、副所長の定数のうち、１人を上席副所長とすることができる。
４　上席副所長及び副所長は、所長を補佐し、その年金事務所の事務を掌理する。

（課長及び室長）
第６３条　年金事務所の各課に課長を、室に室長を置く。
２　課長は、上司の命を受けて、その課の事務を、室長は、上司の命を受けて、その室の事務を掌理する。

（分室長）
第６４条　第５９条第２項に規定する分室に分室長を置く。
２　分室長は、上司の命を受けて、その分室の事務を掌理する。

（専門役）
第６４条の２　年金事務所の課又は室に細則で定めるところにより専門役を置くことができる。
２　専門役は、上司の命を受けて、その課又は室の所掌事務に係る特定事項の調整及び高度な事務処理を行う。

（専門職）
第６４条の３　年金事務所に細則で定めるところにより専門職を置くことができる。
２　専門職は、上司の命を受けて、年金事務所の所掌事務に係る特定の専門性の高い事務を処理する。

（課長代理及び室長代理）
第６４条の４　年金事務所の各課に課長代理若干名を、室に室長代理若干名を置くこ

とができる。
２　課長代理及び室長代理の業務その他必要な事項は、要領で定める。

第４節　組織間の協力連携

（事務センターと年金事務所の協力連携）
第６５条　事務センターと年金事務所は、相互に連携して事務を行う。
２　年金事務所は、事務センターの所掌事務に関し、必要に応じ、当該事務の実施について協力を行う。

（特別法人対策部と年金事務所の協力連携）
第６５条の２　特別法人対策部と年金事務所は、特別法人対策部の所掌事務に関し、相互に連携して事務を行う。
２　年金事務所は、特別法人対策部の所掌事務に関し、必要に応じ、当該事務の実施について協力を行う。

第５章　対策本部等

（対策本部）
第６６条　機構の業務運営又は組織管理に関する重要事項について、組織横断的に取り組むことが必要と認めるときは、理事長を本部長とする対策本部を設置することができる。
２　前項の対策本部の設置及び運営に必要な事項は、別に定める。

（専門委員会）
第６７条　機構の業務運営又は組織管理に関する重要事項について、組織横断的な審議を行うため、理事長の諮問機関として、専門委員会を設置することができる。
２　前項の専門委員会の設置及び運営に必要な事項は、別に定める。

（検討チーム等）
第６８条　機構の業務運営又は組織管理に関し、効果的な検討を行うため、必要に応じ、組織横断的な検討チーム等を設置することができる。
２　前項の検討チーム等の設置及び運営に必要な事項は、別に定める。

第６章　定員等

（本部及び年金事務所の定員）
第６９条　機構の本部及び年金事務所の正規職員（日本年金機構職員就業規則（規程

第２１号。以下「職員就業規則」という。）第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）、准職員（日本年金機構准職員就業規則（規程第２２号。以下「准職員就業規則」という。）第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）、特定業務契約職員（日本年金機構特定業務契約職員就業規則（規程第２４号。以下「特定業務契約職員就業規則」という。）第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）、特定業務職員（日本年金機構特定業務職員就業規則（規程第６３号。以下「特定業務職員就業規則」という。）第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び年金相談職員（日本年金機構年金相談職員就業規則（規程第７０号。以下「年金相談職員就業規則」という。）第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）の定員は、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（平成２０年７月２９日閣議決定）」に基づき、予算の範囲内で細則で定める。

２　正規職員が職員就業規則第１８条第１項の規定による休職及び第４６条第１項及び第２項の規定による休暇並びに日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程（規程第２９号。以下「育児・介護休業等規程」という。）第３条に規定する育児休業及び第７条第１項に規定する介護休業により休職、休暇又は休業の状態にあるとき、又は准職員（他の規程により准職員就業規則を準用する職員を含む。）が准職員就業規則第８条第１項の規定による休職及び第３５条第１項及び第２項の規定による休暇並びに育児・介護休業等規程第３条に規定する育児休業及び第７条第１項に規定する介護休業により休職、休暇又は休業の状態にあるときは、当該休職、休暇又は休業の状態にある正規職員及び准職員の数を超えない範囲において、特定業務契約職員を細則に定める特定業務契約職員の定員数を超えて置くことができる。

３　特定業務契約職員が特定業務契約職員就業規則第９条第１項の規定による休職及び第３４条第１項及び第２項の規定による休暇並びに日本年金機構エルダー職員、特定業務契約職員、アシスタント契約職員、特定業務職員及びアシスタント職員育児・介護休業等に関する規程（規程第３０号。以下「エルダー職員等育児・介護休業等規程」という。）第３条各項に規定する育児休業及び第７条第１項に規定する介護休業により休職、休暇又は休業の状態にあるとき、特定業務職員が特定業務職員就業規則第８条第１項の規定による休職及び第３４条第１項及び第２項の規定による休暇並びにエルダー職員等育児・介護休業等規程第３条各項に規定する育児休業及び第７条第１項に規定する介護休業により休職、休暇又は休業の状態にあるとき、又は年金相談職員が年金相談職員就業規則第８条第１項の規定による休職及び第３４条第１項及び第２項の規定による休暇並びにエルダー職員等育児・介護休業等規程第３条各項に規定する育児休業及び第７条第１項に規定する介護休業により休職、休暇又は休業の状態にあるときは、当該休職、休暇又は休業の状態にある特定業務契約職員及び特定業務職員の数を超えない範囲において、特定業務契約職員を細則に定める特定業務契約職員の定員数を超えて置くことができる。

（本部の各部及び年金センター並びに各グループの定員）

第７０条　本部の部門別の定員は、前条に定める本部の定員の範囲内において、副理事長が定め、副理事長及び各部門担当理事に通知する。

２　前項の規定に基づき事業推進部門担当理事に行う通知は、事務センターの定員を区分して通知する。

３　監査部、情報管理対策室及び監事室の定員については、理事長と事前に協議の上、副理事長が定め、監査部長、情報管理対策室長及び監事室長に通知する。

４　副理事長及び各部門担当理事は、第１項の通知による定員の範囲内において、担当する部（室）別（調査室、広報室、総務室及び給付業務研修強化室を除く。）及び年金センターの定員を定め、各部（室）長（調査室長、広報室長、総務室長及び給付業務研修強化室長を除く。以下同じ。）及び年金センター長に通知する。

５　本部の各部（室）長及び年金センター長は、前項の通知による定員の範囲内において、部（室）内及び年金センター内の各グループ及び各事務センター別の定員を定める。各事務センター別の定員は、事務センター統括部長が、各事務センター長に通知する。

６　各事務センター長は、前項の通知による定員の範囲内において、事務センター内の各グループ別の定員を定める。

７　監査部長及び情報管理対策室長は、第３項の通知による定員の範囲内において、部（室）内の各グループ別の定員を定める。

（各年金事務所の定員）

第７１条　事業推進部門担当理事は、第６９条に定める年金事務所の定員の範囲内において、地域部別の年金事務所の定員を定め、各地域部長に通知する。

２　各地域部長は、前項の通知による定員の範囲内において、担当する年金事務所別の定員を定め、各年金事務所長に通知する。

３　各年金事務所長は、前項の通知による定員の範囲内において、年金事務所内の各課及び室別の定員を定める。

（アシスタント契約職員の年間の総数）

第７２条　本部におけるアシスタント契約職員（日本年金機構アシスタント契約職員就業規則（規程第２５号）第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）及びアシスタント職員（日本年金機構アシスタント職員就業規則（規程第６４号）第１条に規定する職員をいう。以下同じ。）の年間を通じた総数は、予算の範囲内において、副理事長が定め、本部の各部（室）長及び年金センター長に通知する。

２　各年金事務所におけるアシスタント契約職員及びアシスタント職員の年間を通じた総数は、予算の範囲内において、各地域部長が定め、各年金事務所長に通知する。

３　正規職員若しくは准職員（他の規程により准職員就業規則を準用する職員を含

む。）が第６９条第２項に規定する休職、休暇又は休業の状態にあるとき、又は特定業務契約職員若しくは特定業務職員が第６９条第３項に規定する休職、休暇又は休業の状態にあるときは、当該休職、休暇又は休業の状態にある正規職員、准職員、特定業務契約職員及び特定業務職員の数を超えない範囲において、前２項の規定により通知された総数を超えてアシスタント契約職員を置くことができる。

４　前項に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合は、第１項及び第２項の規定により通知された総数を超えてアシスタント契約職員を置くことができる。

第７章　雑則

（他の諸規程における組織の名称）

第７３条　他の諸規程において用いる別表第５の左欄に掲げる用語は、それぞれ同表右欄に掲げるこの規程において定める本部の部、室及び年金センター並びに年金事務所を表すものとする。

（規程の改廃）

第７４条　この規程の改廃については、理事会が決定する。

（細則の改廃に関する報告）

第７５条　この規程に基づき定める細則の改廃については、軽微なものを除き、原則として理事会に報告するものとする。

（実施に関する事項）

第７６条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２２年１月１日から施行する。

（専門役に関する経過措置）

第２条　当分の間、第５７条の規定にかかわらず、本部及び年金事務所に、専門役として参事役を置くことができる。

２　前項に規定する参事役は、担当する業務について、専門的事務の処理に当たる。

（定員に関する経過措置）

第３条　当分の間、第６９条第１項に規定する正規職員及び准職員の定員について、

細則に定める定員の配置が困難な場合にあっては、細則の規定にかかわらず、理事長は、本部及び年金事務所ごとに正規職員及び准職員の定員の合計数の範囲内において、それぞれの定員を調整することができる。
２　前項に規定する調整に当たっては、調整後の正規職員の定員の合計数が、細則に定める正規職員に係る定員の合計数の範囲内となるよう行うものとする。

（刷新システム開発部に関する経過措置）
第４条　当分の間、第１２条の規定にかかわらず、本部のシステム部門に刷新システム開発部を置く。
２　刷新システム開発部は、システム企画部の所掌事務のうち第３５条第２号から第５号まで並びに基幹システム開発部の所掌事務のうち第３６条第１号及び第２号に掲げる事務（業務・システム刷新の全体管理及び年金業務システムに係る開発、企画、設計、管理及びプログラム作成に関すること（経過管理・電子決裁業務、番号制度対応業務及び統計・業務分析に関するシステム（データベースの方針を除く。）に関することを除く。）に限る。）をつかさどる。
３　刷新システム開発部に細則で定めるところによりグループを置く。
４　前項の規定により置かれるグループの所掌事務は、細則で定める。
５　刷新システム開発部に部長を置く。
６　部長は、部の事務を掌理する。
７　刷新システム開発部に副部長を置くことができる。
８　副部長は、部長を補佐し、部の事務を掌理する。
９　刷新システム開発部にシステム調整監若干名を置くことができる。
１０　システム調整監は、命を受けて、刷新システム開発部の所掌事務に関する特定事項（システムの開発に関する事項に限る。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
１１　当分の間、第７０条における「部（室）別」には刷新システム開発部を含め、第７０条及び第７２条における「各部（室）長」には刷新システム開発部長を含むものとする。

（理事長の職務に関する経過措置）
第５条　理事長は、第３条に規定する職務のほか、未来戦略室に関することを行う。

（未来戦略室に関する経過措置）
第６条　当分の間、第１２条の規定にかかわらず、本部に未来戦略室を置く。
２　未来戦略室は、第３期中期計画に掲げる「日本年金機構の未来づくり計画」に関する事務をつかさどる。
３　未来戦略室に細則で定めるところによりグループを置く。
４　前項の規定により置かれるグループの所掌事務は、細則で定める。

５　未来戦略室に室長を置く。
６　室長は、室の事務を掌理する。
７　未来戦略室の定員については、理事長と事前に協議の上、副理事長が定め、未来戦略室長に通知する。
８　未来戦略室長は、前項の通知による定員の範囲内において、室内の各グループ別の定員を定める。

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

別表第１（第１２条関係）

名称	管轄区域
北海道地域部	北海道
東北地域部	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
北関東・信越地域部	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　新潟県　長野県
南関東地域第一部	東京都　山梨県
南関東地域第二部	千葉県　神奈川県
中部地域部	富山県　石川県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県
近畿地域第一部	大阪府　奈良県　和歌山県
近畿地域第二部	福井県　滋賀県　京都府　兵庫県
中国地域部	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
四国地域部	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州地域部	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

別表第２（第１０条関係）

名称	所在地	管轄区域	呼称
札幌西地域代表年金事務所	札幌市	北海道	札幌西年金事務所
仙台東地域代表年金事務所	仙台市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県	仙台東年金事務所
浦和地域代表年金事務所	さいたま市	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　新潟県　長野県	浦和年金事務所
新宿地域代表年金事務所	東京都新宿区	東京都　山梨県	新宿年金事務所
横浜中地域代表年金事務所	横浜市	千葉県　神奈川県	横浜中年金事務所
大曽根地域代表年金事務所	名古屋市	富山県　石川県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県	大曽根年金事務所
大手前地域代表年金事務所	大阪市	大阪府　奈良県　和歌山県	大手前年金事務所
三宮地域代表年金事務所	神戸市	福井県　滋賀県　京都府　兵庫県	三宮年金事務所
広島東地域代表年金事務所	広島市	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県	広島東年金事務所
高松西地域代表年金事務所	高松市	徳島県　香川県　愛媛県　高知県	高松西年金事務所
博多地域代表年金事務所	福岡市	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県	博多年金事務所

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

別表第３（第１１条第１項関係）

名称	所在地
札幌東	札幌市
札幌北	札幌市
新さっぽろ	札幌市
函館	函館市
旭川	旭川市
釧路	釧路市
室蘭	室蘭市
苫小牧	苫小牧市
岩見沢	岩見沢市
小樽	小樽市
北見	北見市
帯広	帯広市
稚内	稚内市
砂川	砂川市
留萌	留萌市
青森	青森市
むつ	むつ市
八戸	八戸市
弘前	弘前市
盛岡	盛岡市
花巻	花巻市
二戸	二戸市
一関	一関市
宮古	宮古市
仙台北	仙台市
仙台南	仙台市
大河原	柴田郡大河原町
石巻	石巻市
古川	大崎市
秋田	秋田市
鷹巣	北秋田市
大曲	大仙市
本荘	由利本荘市
山形	山形市
寒河江	寒河江市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

新庄	新庄市
鶴岡	鶴岡市
米沢	米沢市
東北福島	福島市
平	いわき市
相馬	相馬市
郡山	郡山市
白河	白河市
会津若松	会津若松市
水戸南	水戸市
水戸北	水戸市
土浦	土浦市
下館	筑西市
日立	日立市
宇都宮東	宇都宮市
宇都宮西	宇都宮市
大田原	大田原市
栃木	栃木市
今市	今市市
前橋	前橋市
桐生	桐生市
高崎	高崎市
渋川	渋川市
太田	太田市
大宮	さいたま市
熊谷	熊谷市
川越	川越市
所沢	所沢市
春日部	春日部市
越谷	越谷市
秩父	秩父市
新潟東	新潟市
新潟西	新潟市
長岡	長岡市
上越	上越市
柏崎	柏崎市
三条	三条市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

新発田	新発田市
六日町	南魚沼市
長野南	長野市
長野北	長野市
岡谷	岡谷市
伊那	伊那市
飯田	飯田市
松本	松本市
小諸	小諸市
千葉	千葉市
幕張	千葉市
船橋	船橋市
市川	市川市
松戸	松戸市
木更津	木更津市
佐原	香取市
千代田	千代田区
中央	中央区
港	港区
杉並	杉並区
中野	中野区
上野	台東区
文京	文京区
墨田	墨田区
江東	江東区
江戸川	江戸川区
品川	品川区
大田	大田区
渋谷	渋谷区
目黒	目黒区
世田谷	世田谷区
池袋	豊島区
北	北区
板橋	板橋区
練馬	練馬区
足立	足立区
荒川	荒川区

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

葛飾	葛飾区
立川	立川市
青梅	青梅市
八王子	八王子市
武蔵野	武蔵野市
府中	府中市
鶴見	横浜市
港北	横浜市
横浜西	横浜市
横浜南	横浜市
川崎	川崎市
高津	川崎市
平塚	平塚市
厚木	厚木市
相模原	相模原市
小田原	小田原市
横須賀	横須賀市
藤沢	藤沢市
甲府	甲府市
竜王	甲斐市
大月	大月市
富山	富山市
高岡	高岡市
魚津	魚津市
砺波	砺波市
金沢南	金沢市
金沢北	金沢市
小松	小松市
七尾	七尾市
岐阜南	岐阜市
岐阜北	岐阜市
多治見	多治見市
大垣	大垣市
美濃加茂	美濃加茂市
高山	高山市
静岡	静岡市
清水	静岡市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

浜松東	浜松市
浜松西	浜松市
沼津	沼津市
三島	三島市
島田	島田市
掛川	掛川市
富士	富士市
中村	名古屋市
鶴舞	名古屋市
熱田	名古屋市
笠寺	名古屋市
昭和	名古屋市
名古屋西	名古屋市
名古屋北	名古屋市
豊橋	豊橋市
岡崎	岡崎市
一宮	一宮市
瀬戸	瀬戸市
半田	半田市
豊川	豊川市
刈谷	刈谷市
豊田	豊田市
津	津市
四日市	四日市市
松阪	松阪市
伊勢	伊勢市
尾鷲	尾鷲市
福井	福井市
武生	越前市
敦賀	敦賀市
大津	大津市
草津	草津市
彦根	彦根市
上京	京都市
舞鶴	舞鶴市
中京	京都市
下京	京都市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

京都南	京都市
京都西	京都市
天満	大阪市
福島	大阪市
堀江	大阪市
市岡	大阪市
天王寺	大阪市
平野	大阪市
難波	大阪市
玉出	大阪市
淀川	大阪市
今里	大阪市
城東	大阪市
貝塚	貝塚市
堺東	堺市
堺西	堺市
東大阪	東大阪市
八尾	八尾市
吹田	吹田市
豊中	豊中市
守口	守口市
枚方	枚方市
須磨	神戸市
東灘	神戸市
兵庫	神戸市
姫路	姫路市
尼崎	尼崎市
明石	明石市
西宮	西宮市
豊岡	豊岡市
加古川	加古川市
奈良	奈良市
大和高田	大和高田市
桜井	桜井市
和歌山東	和歌山市
和歌山西	和歌山市
田辺	田辺市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

鳥取	鳥取市
倉吉	倉吉市
米子	米子市
松江	松江市
出雲	出雲市
浜田	浜田市
岡山東	岡山市
岡山西	岡山市
倉敷東	倉敷市
倉敷西	倉敷市
津山	津山市
高梁	高梁市
広島西	広島市
広島南	広島市
福山	福山市
呉	呉市
三原	三原市
三次	三次市
備後府中	府中市
山口	山口市
下関	下関市
徳山	周南市
宇部	宇部市
岩国	岩国市
萩	萩市
徳島南	徳島市
徳島北	徳島市
阿波半田	美馬郡つるぎ町
高松東	高松市
善通寺	善通寺市
松山東	松山市
松山西	松山市
新居浜	新居浜市
今治	今治市
宇和島	宇和島市
高知東	高知市
高知西	高知市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

南国	南国市
幡多	四万十市
東福岡	福岡市
中福岡	福岡市
西福岡	福岡市
南福岡	福岡市
久留米	久留米市
小倉南	北九州市
小倉北	北九州市
直方	直方市
八幡	北九州市
大牟田	大牟田市
佐賀	佐賀市
唐津	唐津市
武雄	武雄市
長崎南	長崎市
長崎北	長崎市
佐世保	佐世保市
諫早	諫早市
熊本東	熊本市
熊本西	熊本市
八代	八代市
本渡	天草市
玉名	玉名市
大分	大分市
日田	日田市
別府	別府市
佐伯	佐伯市
宮崎	宮崎市
高鍋	児湯郡高鍋町
延岡	延岡市
都城	都城市
鹿児島南	鹿児島市
鹿児島北	鹿児島市
川内	薩摩川内市
加治木	姶良市
鹿屋	鹿屋市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

奄美大島	奄美市
那覇	那覇市
浦添	浦添市
コザ	沖縄市
名護	名護市
平良	宮古島市
石垣	石垣市

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

別表第４（第４２条第３項関係）

名称	所在地	管轄区域
北海道事務センター	札幌市	北海道
仙台広域事務センター	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
高崎広域事務センター	高崎市	栃木県、群馬県
埼玉広域事務センター	さいたま市	茨城県、埼玉県、新潟県、長野県
東京広域事務センター	東京都江東区	千葉県、東京都、山梨県
神奈川事務センター	横浜市	神奈川県
金沢広域事務センター	金沢市	富山県、石川県
名古屋広域事務センター	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
京都事務センター	京都市	京都府
大阪広域事務センター	大阪市	福井県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県
兵庫事務センター	神戸市	兵庫県
岡山広域事務センター	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県
広島広域事務センター	広島市	広島県、山口県
高松広域事務センター	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡広域事務センター	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

備考

ただし、事務センター統括部長が必要と認める場合には、管轄区域以外の区域に係る事務を行うことができる。

別表第５（第７３条関係）

他の諸規程において使用する名称	部、室及び年金センター並びに 年金事務所の名称
経営企画担当部署	経営企画部
総合調整担当部署	経営企画部
広報担当部署	広報室
総務担当部署	総務室
コンプライアンス担当部署	コンプライアンス部
法務担当部署	経営企画部
リスク管理担当部署	リスク統括部
情報開示担当部署	リスク統括部
人事管理担当部署	人事部及び人事企画室
人事評価担当部署	人事部及び人事企画室
人事企画担当部署	人事企画室
研修担当部署	人材開発部
労務管理担当部署	労務管理部
予算担当部署	財務部
決算担当部署	財務部
出納担当部署	会計・資産管理部
施設管理担当部署	会計・資産管理部
管財担当部署	会計・資産管理部
調達担当部署	調達管理部
調達企画担当部署	調達企画部
外部委託管理担当部署	調達企画部 システム企画部 調達管理部
事業企画担当部署	事業企画部
サービス推進担当部署	相談・サービス推進部
記録問題対策担当部署	年金記録企画部
記録管理担当部署	年金記録業務室
品質管理担当部署	業務品質管理部
事務リスク管理担当部署	リスク統括部
国民年金担当部署	国民年金部
厚生年金保険担当部署	厚生年金保険部
システム企画担当部署	システム企画部
システムリスク管理担当部署	システム企画部
基幹システム開発担当部署	基幹システム開発部

機密性２完全性２可用性２（経営企画部）

刷新システム開発担当部署	システム企画部 基幹システム開発部
システム運用担当部署	システム運用部
年金給付担当部署	年金給付部
特定事業担当部署	特定事業部
年金相談担当部署	相談・サービス推進部
障害年金業務担当部署	障害年金センター
支払担当部署	中央年金センター
業務渉外担当部署	中央年金センター
監査担当部署	監査部
情報管理対策担当部署	情報管理対策室
個人情報保護管理担当部署	情報管理対策室
情報セキュリティリスク管理担当部署	情報管理対策室
事業推進統括担当部署	事業推進統括部
特別法人対策担当部署	特別法人対策部
地域担当部署	地域部
事務センター統括担当部署	事務センター統括部
年金事務所	地域代表年金事務所及び年金事務所